

市報第12号

平成26年度横浜市一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告

平成26年度横浜市一般会計補正予算（第3号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成26年11月19日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

平成26年度横浜市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度横浜市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 955,969 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,420,286,282 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		53,619,720 ^{千円}	955,969 ^{千円}	54,575,689 ^{千円}
	3 県委託金	6,541,549	955,969	7,497,518
歳入合計		1,419,330,313	955,969	1,420,286,282

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		69,052,809 ^{千円}	955,969 ^{千円}	70,008,778 ^{千円}
	8 選挙費	1,378,305	955,969	2,334,274
歳出合計		1,419,330,313	955,969	1,420,286,282

一般会計補正予算（第3号）に関する説明書
 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 額 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
17 県 支 出 金	53,619,720	955,969	54,575,689			千円
3 県 委 託 金	6,541,549	955,969	7,497,518			
1 総務費県委託金	6,357,538	955,969	7,313,507	衆議院議員選挙費 (8)委託	955,969	
歳 入 合 計	1,419,330,313	955,969	1,420,286,282			

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源				区 節 分 額	説 明
				国県支出金 千円	特 定 市 債 千円	財 源 その 他 千円	一 般 財 源 千円		
								千円 500	
								105,038	
								337,705	
								66,498	
								70	
歳 出 合 計	1,419,330,313	955,969	1,420,286,282	955,969	—	—	—		

補正予算給与費明細書

1 特別職

区	分	職員数 人	給				与				費 計	共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	地域手当	期末手当	退職手当	計						
補正額の	その他	20,579	14,231,644	—	—	—	—	—	—	14,231,644	1,491,090	15,722,734		
	補正額	2,840	42,300	—	—	—	—	—	—	42,300	—	42,300		
	合計	23,419	14,273,944	—	—	—	—	—	—	14,273,944	1,491,090	15,765,034		

2 一 般 職

区 分	職 員 数	給			与			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計					
補 正 前 の 額	人 〔236〕 (1,182) 19,523	千円 —	千円 82,363,324	千円 73,009,652	千円 155,372,976	千円 29,557,649	千円 184,930,625			
補 正 額	〔236〕 (1,182) 19,523	—	—	245,743	245,743	—	245,743			
合 計	〔236〕 (1,182) 19,523	—	82,363,324	73,255,395	155,618,719	29,557,649	185,176,368			

○〔〕内は再任用常時勤務職員数、（）内は再任用短時間勤務職員数で、いずれも外数である。

職 員 手 当 補 正 額 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		千円	千円
補 正 前 の 額		6,946,714	110
補 正 額		245,419	324
合 計		7,192,133	434

参 考

地 方 自 治 法 (抜粋)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。